

大磯町監査公表第 11 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 8 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

### 2. 監査の対象部課等

ポートハウスてるがさき

指定管理者：ポートハウスてるがさき利活用事業運営共同事業体

代表企業 株式会社ピースフル

所管部課：産業環境部産業観光課

### 3. 監査の範囲及び事務

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）に執行された公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行及び所管部課における当該指定管理に関する事務

### 4. 監査の実施期間

平成 30 年 8 月 27 日から平成 30 年 10 月 11 日まで

### 5. 監査の方法及び監査項目

平成 30 年度大磯町監査基本計画に基づき、協定等に基づき施設の管理や事業が実施されたか、事業報告や収支報告等が適正であったかなどを主眼に、指定管理者及び所管課から監査説明書、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

### 6. 指定管理の概要

#### (1) 指定管理期間

指定管理業務の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

#### (2) 指定管理料

13,395,000円（平成29年度）

#### (3) 収支決算の状況

収入		支出	
科 目	(単位：円) 決算額	科 目	(単位：円) 決算額
委託料収入	13,395,000	人件費	9,481,342
利用料収入	3,279,300	維持管理費	6,737,283
事業収入	567,999	自主事業費	1,293,940
雑収入	1,159,025	その他	639,459
合 計	18,401,324	合 計	18,152,024

#### (4) 施設等の利用状況

(単位：人、円)

利用施設等名称	利用者数	利用料
プール	20,140	3,150,500
シャワー	682	128,800
トイレ	10,516	
施設(休憩所)	62	
レンタサイクル	385	
合計	31,785	3,279,300

#### 7. 監査結果

指定管理に係る出納、その他の事務の執行及び所管部課における当該指定管理に関する事務について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

##### [意見]

##### (1) 指定管理者

収支決算について、対象外の収入算入など一部に誤りが見受けられたので、収支決算書の作成の際には確認をされたい。また、指定管理業務と自主事業の経理は区分し、帳簿、通帳、領収書などを通して収支が判別できるよう整理していただきたい。なお、自主事業については、収支計画時から施設利用料を経費として計上し計画されたい。

収支計画について、収支計画で計上していない租税公課の支出があったが、見積ることができるものは収支計画において計上されたい。

##### (2) 所管課

指定管理者の報告書類等の確認について、監督、指導を徹底していただきたい。

##### [要望]

##### (1) 指定管理者

ポートハウスてるがさきの利活用について、開設期間等の拡大や自主事業の実施により多様な活用がなされその効果は上がっているものと考えられるが、1年目であり準備不足であった。既に今年度事業において取り組みがなされているようであり、賑わい交流事業などと連携しポートハウスてるがさきの利用促進に努めていただきたい。